

新型コロナウイルス感染症 主な支援策

2020年6月24日現在の情報です。詳しくは各窓口へお問い合わせをお願いします。

日高町

個人・世帯向け

給付

全町民に 特別定額給付金（受付期間 5月25日から8月25日）
1人当たり一律10万円（※生活支援給付金として5,000円も給付しています）
申請は郵送またはマイナポータルで
町HP（<http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/docs/2020043000049/>）

総務政策課 63・2051

児童手当受給世帯の方々に 子育て世帯への臨時特別給付金
子ども1人当たり1万円 ※申請不要（公務員の方は申請書の提出が必要です）
児童手当振込口座に、6月10日支給しています。（公務員を除く）

住民福祉課 63・3800

ひとり親世帯の方々に ひとり親世帯臨時特別給付金
児童扶養手当受給世帯等に5万円（第2子以降+3万円）など

住民福祉課 63・3800

アルバイト収入減で学業継続が難しい方へ 学生支援緊急給付金
大学・短大・高専・専門学校生等に
各大学等の学生課等の窓口まで

貸付

収入減少、失業等で日常生活の維持が困難な方に

緊急小口資金

貸付上限：20万円以内（1回限り）

総合支援金

貸付上限：<<2人以上の世帯>>月20万円以内 <<単身世帯>>月15万円以内

貸付期間：原則3月以内

社会福祉協議会 63・2751

猶予・減免

全町民に 水道使用量の減免
6月検針分から2か月間、超過料金を除く基本料金等を減免
上下水道課 63・3805

収入減少で税金を払えない方へ

町税の徴収猶予

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

税務課 63・3802

国税納付の特例猶予

遅延金なし、1年猶予、担保なし

御坊税務署 0738・22・0695

収入減少などで保険料（税）等の納付が困難な方へ

国民健康保険税の減免

税務課 63・3802

介護保険料ならびに後期高齢者医療保険料の徴収猶予および減免

健康推進課 63・3801

国民年金保険料の免除

住民福祉課 63・3800

裏面もご覧ください。

事業者向け

給付

売上が半分以下で事業継続が苦しい 持続化給付金 (締切: 令和3年1月15日)

持続化給付金コールセンター0120・115・570

持続化給付金の給付を受けた事業者に 事業継続支援金 (締切: 令和3年2月28日)

和歌山県支援本部073・441・3301

売上が減少している町内事業者に 日高町持続化支援金 (締切: 令和3年2月26日)

町HP (<http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/docs/2020052500028/>)

産業建設課63・3806

休業手当を支払う中小企業事業主に 雇用調整助成金

解雇等をせずに雇用維持に努めた→100%助成

和歌山労働局 職業対策課073・488・1161

猶予・減免

収入が減少した方へ

町税の徴収猶予 町県民税、固定資産税、軽自動車税など

固定資産税の減免 令和3年度固定資産税が減免

税務課63・3802

国税納付の特例猶予 遅延金なし、1年間猶予、担保なし

御坊税務署0738・22・0695

※各支援により、対象や条件等が定められている場合があります。
詳細につきましては、**各問い合わせ先**にご連絡ください。

国・和歌山県の支援策について (ホームページ)

新型コロナウイルス感染症に関連する支援策について、下記ホームページでまとめられています。

- 一般の方および事業者向け
「新型コロナウイルス感染症対策 (<https://corona.go.jp/>)」 (内閣官房)
- 和歌山県内事業者向け
「わかやま産業施策 (<https://www.wakayama-sangyo.com/>)」